

いじめ防止基本方針

すべての子どもたちの笑顔を守るために



令和7年6月改訂

茅ヶ崎市立緑が浜小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響をはじめ、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のため、対策を講じます。

また、家庭や地域、関係機関・団体との連携を大切にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう、学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

(2) いじめの禁止

一人の児童が、他の児童からされた行為により、精神的、肉体的な負担を感じた時、それをいじめと見做します。

本校児童は、いじめを行ってはなりません。また、いじめを見逃すこととしてはいけません。

(3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域住民、関係機関・諸団体との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切に対処し、再発防止に努めます。

(4) 本校の特色を活かす

本校の特色を活かして、次のような取り組みを行い、開かれた学級集団作りを行うと共に、一人の子どもを多くの目で見守り、支えていきます。

①お互いの顔が見えやすい学校規模

- 「学年児童に、2人の担任（+専科）で関わる（大人⇔子ども）」
- 「全校児童に、全職員で関わる（大人⇔子ども）」
- 「全校児童が、互いに関わる（子ども⇔子ども）」
- 「教職員同士が、関係を深める（大人⇔大人）」
- 「地域や保護者との関わりを深める（大人⇔大人）」

②開かれ、広がりゆとりのある空間

- 「オープンスペースを生かした、授業や生活づくりを進める」

③豊かな人的環境（T.T.指導・個別支援 等）

- 「多くの目で子どもを見守る」「多くの手で子どもと関わる」

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が安心して学校生活を送ることができる学級づくり「居場所づくり」を前提とし、児童自身による「絆づくり」へと発展させていくよう努めます。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して、保護者や地域住民等との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・発達段階に応じた、「個性」や「多様性」を認め合う集団形成を図ります。
- ・児童の小さな変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童と関わる時間を多くするよう努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・週1回の打合せで、全職員で共通理解の必要な児童の情報交換を行います。
- ・いじめを早期に発見するため、月1回学級担任からの情報収集を行い、児童指導部で掌握し、情報を共有します。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を、次の通り実施します。
 - ①児童対象のいじめアンケート調査：年2回（6月、12月）
 - ②保護者面談を通じた学級担任による聴き取り調査：年2回（6月、12月）
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり、相談体制の充実を図ります。
 - ①心の教育相談員・ふれあい補助員の活用
 - ②特別支援教育相談員（臨床心理士）の活用
 - ③スクールカウンセラーの活用
 - ④いじめ相談窓口の設置（ふれあいルーム）
- ・相談・通報のあった事案は、「居場所づくり委員会」を通して、情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ等の防止に関する教職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組

- ・いじめを見た、又はその疑いがある行為を見た場合や現場に駆け付けた場合は、現場の職員がすぐにその行為をやめさせ、その場でできる範囲で個別の聞き取りや指導等の対応をします。その後、「いじめ調査チーム」に報告し、対応を引

き継ぎます。

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、「いじめ調査チーム」を発足し、速やかに対応を始めます。
- ・いじめを行った児童に対しては、相手を傷つける行為は許されないことを毅然と指導するとともに、その動機や背景は丁寧に確認し、自身の気持ちを相手を傷つけない形で伝えたり、発散したりする方法を共に模索し、身につけさせます。
- ・いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者との連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間、別室等で学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について、校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。また、児童が当事者になる前の段階から、保護者に「もし、子どもがいじめられたら／いじめたら」の内容の周知を図るとともに、学校と足並みをそろえた対応をしてもらえるよう協力を依頼します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び関係機関等と連携して対処します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を継続的に行います。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるよう、情報モラル研修会等、必要な啓発活動を行います。

3 いじめ対応組織の設置

(1) 「居場所づくり委員会」

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「居場所づくり委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。

- ・構成員

校長、教頭、児童指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭

・活動内容

いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画の作成・検証・修正

※検討事項に応じて、依頼可能な専門家等の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 「いじめ調査チーム」

個別のいじめ事案に対応するため、「いじめ調査チーム」を設置し、いじめと疑われる事案の対応を開始する際に、緊急開催します。

・構成員

当該学年の職員

※学年のみで対応が困難な場合は、校長に報告・相談し、適宜メンバーを拡充します。校長は、事案の複雑さ等に応じて、依頼可能な専門家等の参加も視野に、構成員を柔軟に検討し、任命します。

・活動内容

個別のいじめ事案に関する相談・通報への対応、いじめの判断と情報収集、いじめ事案への対応検討・決定、いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会に重大事態発生の旨を報告し、その指示を仰ぎます。茅ヶ崎市教育委員会が画工主体調査と判断した場合は、「緊急いじめ対策委員会」を設置し、迅速に調査へ着手します。

(1) 「緊急いじめ対策委員会」の構成

校長・教頭・児童指導担当・教育相談コーディネーター・学年主任

※事案内容により、構成員については、市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明

- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告書を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること